

沖縄県立芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

令和3年4月22日

沖芸大規程第92号

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における、教育活動の向上及び改善に 関して組織的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、本学に沖縄県立芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動が持続的に実行されるよう、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育力向上及び教育活動改善の方策に関する事項
- (2) 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項
- (3) 初任及び現任の教職員の研修に関する事項
- (4) 教職員間のパートナーシップの促進に関する事項
- (5) その他FD活動に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(教育担当)
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 附属図書・芸術資料館長
- (5) 芸術文化研究所長
- (6) 事務局長
- (7) 全学教育センター長
- (8) 学長が必要と認める教職員

2 前項第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(授業公開・評価等実施部会)

第7条 委員会に、授業公開・評価等実施部会（以下「実施部会」という。）を置く。

- 2 実施部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 実施部会の運営にかかる情報集約に関すること。
 - (2) 「授業公開」の実施及び集約に関すること。
 - (3) 「授業評価アンケート」の実施及び集約に関すること。
 - (4) その他FD活動に関し、委員会から付託を受けた事項。
- 3 実施部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1) 委員長が指名する委員会の委員1名
 - (2) 各学部より選出された専任教員各1名
 - (3) 全学教育センターより選出された専任教員1名
 - (4) 事務局職員1名（FD委員会担当）
- 4 前項第2号及び第3号の部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 実施部会の長は、第3項第1号に掲げる者とする。
- 6 第5条及び第6条の規定は、実施部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び実施部会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 委員会の管理運営に関し、この規定に定めのないものについては、委員会の議を経て委員長が別に定める。

2 前項の規定は、第7条に規定する実施部会について準用する。

附 則 (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施工し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年8月16日学長決裁)

この規程は、令和6年8月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。